

但東シルクロード観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、但東シルクロード観光協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開している協会のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 協会のホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、協会の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、協会に不利益を与えないものとする。

2 前項に定めるもののほか、掲載しないものは会長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告1枠あたりの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 縦60ピクセル 横180ピクセル

(2) 容量1,000キロバイト以内

(4) データ形式GIF形式又はJPEG形式

2 広告は、静止画とし、アニメーションGIF、ループ等の動画は使用しないものとする。

(広告の掲載位置、順序及び枠数)

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、会長が定めるものとする。

2 掲載する広告の順序は、申込みの受付順とする。

(広告掲載料)

第5条 1枠当たりの広告掲載料は、月額5,400円(税込)とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎月第1営業日午前9時から翌月の第1営業日午前9時までの1カ月とする。

2 連続して掲載できる期間は、当該年度内において、12カ月を上限とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、協会ホームページ等により行うものとする。

2 広告掲載枠に空きがないときは、募集を行わないものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に会長が定める方法で、但東シルクロード観光協会ホームページ広告掲載申込書に、広告の原稿及びその他必要な書類を添えて、会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申込みがあった場合で特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができるものとする。

3 原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

- 4 会長は、申込者から提出された原稿及びリンク先のウェブサイトが第2条の規定に該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、申込者に対し修正を求めることができる。
- 5 同一申込者が申込みことができる広告は、1カ月につき1枠とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、同一申込者であっても、異なる業種の広告について、合計2枠までの広告掲載の申込みができるものとする。
- 6 広告掲載の申込期限は、広告掲載を開始しようとする月の1カ月前とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

(掲載の決定等)

第9条 会長は、第8条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、但東シルクロード観光協会ホームページ広告掲載承認（不承認）決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、会長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 協会のホームページの運営が48時間を超えて停止したときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった日以降の期間について日割りで計算したものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。